

令和4年(ネ)4774号 損害賠償請求控訴事件

控訴人(閲覧制限のため省略)

被控訴人 学校法人東京医科大学

令和5(2023)年3月7日

5

第9準備書面

東京高等裁判所 第24民事部 御中



10

控訴人ら代理人弁護士櫻町直樹 ほか

控訴人らは、控訴答弁書に対し、以下のとおり反論する。

第1 控訴人3(原告6)につき消滅時効が完成していないこと

15 1 総論: 消滅時効の趣旨について

(1) 民法724条1号は、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効に
関し、被害者が「損害及び加害者を知った時」から進行する旨規定して
いる。

20 (2) この「損害及び加害者を知った時」とは、被害者において、加害者に
対する損害賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれ
を知った時、すなわち、被害者が損害の発生を現実に認識した時をいう
と解すべきである(最判平成14年1月29日・民集56巻1号218
頁¹)。

¹ (平成16年改正前)民法724条「損害及ヒ加害者ヲ知リタル時」につき、最高裁は「不法行為に基づく法律関係が、未知の当事者間に、予期しない事情に基づいて発生することがあることにかんがみ、被害者による損害賠償請求権の行使を念頭に置

(3) ここで、不法行為に基づく損害賠償請求権につき短期消滅時効が定められている趣旨は、損害賠償請求がされるかどうか、いかなる範囲まで賠償義務を負うか等が不明であるために、極めて不安定な法的立場に置かれる不法行為加害者の地位を安定させ、もって加害者を保護するこ
5 とにある。

(4) しかしながら、あくまでその保護は、被害者が不法行為による損害の発生及び加害者を現実に認識しながら、損害賠償請求をせず3年間も放置していたような場合には、こうした「権利の上に眠る者」の利益を法的に保護する必要はないとして法による救済を認めず、加害者の法的地位の安定を図ろうとしているものに過ぎないのであって、それ以上に加害者を保護しようという趣旨ではない（上記最判平成14年1月29日ご参照）。

2 各論：控訴人3（原告6）は「権利の上に眠る者」ではないこと

(1) 控訴人3（原告6）は、東京医科大学を一度しか受験していないところ、受験年度については（一連の不正が発覚した当時、弁護士に相談した）当初から、受験年度を平成24（2012）年度と考えていたものである（甲71）。

(2) しかしながら、一审判決の言渡し後に、東京医科大学にかかる受験票（甲62）が見つかり、自身の受験年度が実際には平成25（2013）年度であったことを認識したため、控訴審において受験年度を訂正した、というものである。

(3) 以上の事実関係を前提とすれば、控訴人3（原告6）が「損害の発生

いて、消滅時効の起算点に関して特則を設けたのであるから、同条にいう「損害及び加害者ヲ知リタル時」とは、被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれらを知った時を意味するものと解するのが相当である」と判示している。

を現実に認識した時」とは、「東京医科大学の平成25年度入学試験によって損害を受けた」と認識した時、すなわち、一審判決言渡し後、受験票が見つかった時、と認定・判断すべきである。

(4) また、実際の受験年度とは異なってはいたが、本件属性調整によって受けたことを理由とする損害賠償請求自体は行なっていた。

(5) 加えて、被控訴人が「平成24年度以前の受験者」にかかる資料は、文書保存期間満了のため現存しておらず受験の事実を確認できないと主張した（令和元年7月26日付第1準備書面〔2頁〕）ため、控訴人3（原告6）は、令和元年12月12日付「訴えの変更申立書（受験年度等変更）」において、入学検定料振込に関する記録での受験有無確認を求めた（2頁）。

(6) しかしながら、控訴人3（原告6）につき入学検定料振込みの事実は確認できなかった、ということで被控訴人から回答があったものである。

(7) 以上のとおりであるから、控訴人3（原告6）は受験年度確認のために考え得る行動を講じていたというべきであり、「権利の上に眠る者」にはあたらない。

(8) 一方、控訴人3（原告6）による損害賠償請求がされていた以上、被控訴人は「損害賠償請求がされるかどうか、いかなる範囲まで賠償義務を負うか等が不明であるために、極めて不安定な法的立場」にはなかつた。

(9) したがって、短期消滅時効の制度趣旨に照らし、被控訴人の時効援用にかかる主張は認められないというべきである。

(10) 加えて、本件訴訟は、被控訴人が（遅くとも）平成18（2006）年度入学試験から、受験生の性別（・浪人年数）という「属性」に基づき二次試験小論文の得点を改ざんしてきたことにつき、不法行為責任を問うものであるところ、①「損害の公平な分担」という不法行為制度の趣

旨、また、②上述のとおり控訴人3（原告6）は受験年度こそ違え損害賠償請求を行ない、受験年度確認のために考え得る手段を講じていたという経緯からして、被控訴人が消滅時効を援用することは権利濫用（民法1条3項）にあたるというべきである。

5 (11) 以上のとおりであるから、被控訴人の消滅時効に関する主張には理由がない。

第2 控訴人5（原告12）につき消滅時効が完成していないこと

1 総論：明示的一部請求の場合における残部請求権の消滅時効について
最判平成25年6月6日・民集57巻5号12088頁は、「明示的一部
10 請求の訴えが提起された場合、債権者が将来にわたって残部をおよそ請求
しない旨の意思を明らかにしているなど、残部につき権利行使の意思が継
続的に表示されているとはいえない特段の事情のない限り、当該訴えの提
起は、残部について、裁判上の催告として消滅時効の中斷の効力を生ずる
というべきであり、債権者は、当該訴えに係る訴訟の終了後6箇月以内に
15 民法153条所定の措置を講ずることにより、残部について消滅時効を確
定的に中斷することができると解するのが相当」と判示している。

2 各論：控訴人5（原告12）の不合格慰謝料支払請求権にかかる消滅時
効は「確定的に中断されている」こと

(1) 控訴人5（原告12）は、平成31年3月22日付訴状において、訴
20 訟提起時点での損害賠償請求が「一部」であることを明示している〔1
3頁〕。

(2) そして、控訴人5（原告12）は、一审判決言渡し後、控訴提起の段
階で不合格慰謝料にかかる請求を追加（拡張）した（令和4（2022）年
11月16日付「訴えの変更申立書（請求の拡張）」）。

25 (3) 以上の事実関係によれば、控訴人5（原告12）の訴訟提起により、
被控訴人に対する不合格慰謝料支払請求権については、「裁判上の催告

として消滅時効の中斷の効力」が生じており、控訴提起によって、「訴えに係る訴訟の終了後 6箇月以内」に「民法 153 条所定の措置」としての「裁判上の請求²」が講じられたものということができる。

(4) したがって、控訴人 5 (原告 12) の被控訴人に対する不合格慰謝料支払請求権の消滅時効（の進行）は確定的に中斷されたというべきであり、被控訴人の主張には理由がない。

(5) なお、被控訴人は「令和元年 10 月 9 日実施の第 1 回進行協議期日にて、このことを控訴人ら（原審原告ら）に指摘したが、控訴人 5 (原告 12) は何ら請求を追加しなかった」旨、主張する（16 頁）。

(6) しかしながら、上記最判 25 年 6 月 6 日にかかる判例評釈（判タ 1390 号 136 頁）は「本判決は、債権者が将来にわたって残部をおよそ請求しない旨の意思を明らかにしているなど、残部につき権利行使の意思が継続的に表示されているとはいえない特段の事情がある場合には、裁判上の催告は生じないとしている。上記の判例理論に照らし、このような場合には、裁判上の催告を認める前提を欠くためである。この「特段の事情」が認められる場合がどのような場合なのかについては、今後の判例の集積を待つ必要があるが、本判決が「およそ」という強い文言を用いていることなどに鑑みると、特段の事情が認められる場合はかなり限定されるように思われる。」（甲 72〔4 頁〕）と解説しているところ、一審において「請求を追加しなかった」ことからただちに「将来にわたって残部をおよそ請求しない旨の意思を明らかにしている」と評価することはできないというべきである（実際、控訴人 5 (原告 12) は、

² 平成 29 年改正前民法 153 条「催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事事件手続法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中斷の効力を生じない。」

控訴提起にあたって請求を拡張した。)。

(7) したがって、控訴人5(原告12)の不合格慰謝料支払請求につき「特段の事情」は認められない。

第3 結論

5 以上のことおりであるから、控訴人3(原告6)及び控訴人5(原告12)の不法行為に基づく損害賠償請求権が時効により消滅したとの被控訴人主張には理由がない。

以上

証拠方法 証拠説明書(甲71及び72)記載のことおり。

10 附属書類 甲各号証